

情個審第37号

令和5年1月6日

茨城県公安委員会 御中

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 古屋 等

保有個人情報不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和4年10月19日付け茨城県公安委員会第1272号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定の警察署に対する110番通報受信に関する書面」不開示決定（不存在）に係る
審査請求事案

（個人情報諮問第105号）

（個人情報答申第97号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定（不存在）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

令和4年5月9日、審査請求人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる内容の保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

つくば警察署に対する110番通報受信に関する書面。ただし、令和2年〇〇月〇日午後〇時頃から午後〇時〇〇分までの間のもの、請求者（中略）が架電したもの。

2 実施機関の決定及び通知

令和4年5月18日、実施機関は、本件開示請求に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、保有していないとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け茨城県警察本部（県セ）指令第393号（以下「本件不開示決定通知書」という。）により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年6月12日、審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を提起した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

仮に、本件処分を相当とする場合には、本件個人情報は保有していないことの具体的な理由を示してもらいたい。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の妥当性について

審査請求人は、令和2年〇〇月〇日に110番通報を行い、警察官が臨場した。

審査請求人は、事情があり、同日に審査請求人から110番通報をした事実を確認できる書類を得たい、警察署又は警察本部において保有している自己の個人情報に正確であることを確認したいと思い開示請求をしたが、結果は不開示であった。その理由は、「上記110番通報の個人情報は保有していない」というものであった。

110番通報受信に関する記録は、名称はともかく、最低限、発信者、発信者携帯番号等が記載されていると思われるところ、現に警察官が臨場したのであるから、警察署又は警察本部において当該通報に係る個人情報を保有している方が自然であるので、再度確認を求める。

(2) 不開示の理由について

仮に、本件個人情報を保有していないということであれば、その具体的な理由について明らかにされたい。すなわち、本件個人情報を保有していない理由について、例えば、①そもそも110番通報受信に係る記録を一切作成、取得していないため、本件個人情報を保有していないという整理になるのか、②審査請求人による110番通報に係る行政文書を作成、取得していないため、本件個人情報を保有していないという整理になるのか、③審査請求人からの110番通報に係る行政文書は、作成、取得していたが、既に廃棄済のため、本件個人情報を保有していないという整理になるのか、④その他の理由で本件個人情報を保有していないということになるのか、その具体的な理由が明らかにされないと、具体的な理由を付して不服申立てをすることができない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の妥当性について

110番通報の内容（事案名、発生場所、通報者の氏名・住所・電話番号、事案内容等）については、110番通報事案情報として電磁的記録で管理しており、110番通報の内容について開示請求があった場合は、該当する110番通報事案情報を「110番受理簿」に出力し、その写しを交付することになる。

上記の110番通報事案情報（電磁的記録）は、保存期間が1年（暦年）であり、保存期間経過後、自動的に消去される。消去後は、遡って当該情報が作成されていたことを確認することはできない。

審査請求人は、110番通報受信に関する記録は、名称はともかく、最低限、発信者、発信者携帯番号等が記載されていると思われるところ、現に警察官が臨場したのであるから、警察署又は警察本部において本件個人情報を保有している方が自然である旨主張するが、本件審査請求に係る令和2年〇〇月〇日の110番通報事案情報は保有しておらず、当該情報が作成されたか否かを確認することができなかったことから、本件個人情報は保有していないとして、本件処分を行ったものである。

仮に110番通報事案情報が作成されていたとしても、令和2年中の110番通報事案情報は、令和3年12月31日で保存期間が満了し、保存期間が経過したため、既に消去されている。

2 不開示の理由について

審査請求人は、仮に、本件個人情報を保有していないということであれば、その具体的な理由を明らかにし、本件個人情報が不開示であることの具体的な理由を回答するよう求めているが、上記1のとおり、保存期間の経過により、当該情報が作成されたか否かの確認ができないことから、不開示の具体的な理由を回答することは困難である。

3 結論

以上のことから、本件個人情報については、保有していないため不開示としたものであり、処分庁としては、条例の規定に基づき適切に本件処分を行ったものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件開示請求に係る個人情報について

本件個人情報は、つくば警察署に係る110番通報受信に関する書面のうち、令和2年〇〇月〇日午後〇時頃から午後〇時〇〇分までの間に審査請求人が架電したことについて記録された情報であると認められる。

2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、110番通報受信に関する記録には、最低限、発信者、発信者番号等が記載されていると思われるところ、現に警察官が臨場したのであるから、警察署又は警察本部において本件個人情報を保有している方が自然であると主張しているのに対し、実施機関は、上記第4の1のとおり、本

件個人情報保有しておらず、仮に110番通報事案情報が作成されていたとしても、令和2年中のものについては保存期間が経過したため既に自動的に消去されており、本件個人情報についても作成されたか否かを確認することができなかったことから、本件処分を行った旨主張している。

この点について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、茨城県警察通信指令システム等運用要綱（平成28年3月1日付け通達甲通指第4号）別表第2において、110番通報事案情報に係るデータの保存期間は、暦年で1年とされていることが確認された。

このことから、まず、令和2年〇〇月〇日の110番通報事案情報については、本件開示請求があった令和4年5月9日より前の令和3年12月31日に保存期間が満了していることが認められる。

そして、上記の令和2年中の110番通報事案情報については保有期間が経過し自動的に消去されている旨の実施機関の主張に、不自然又は不合理な点は認められないほか、本件開示請求があった令和4年5月9日の時点において、保存期間の経過にかかわらず本件個人情報に係る110番通報事案情報のデータ又はそれを出力した書面が存在していたと認めるべき特段の事情も認められない。

したがって、実施機関が、本件処分において本件個人情報を保有していないとしたことに、違法又は不当な点は認められない。

3 不開示の理由について

審査請求人は、本件個人情報を保有していないことの具体的な理由について明らかにするよう主張している。

しかし、上記第4の2の本件個人情報について作成されたか否かを確認することができないため不開示の具体的な理由を回答することは困難である旨の実施機関の主張に、不自然又は不合理な点は認められないことから、実施機関が、本件不開示決定通知書において、不開示の理由を「上記110番通報の個人情報は、保有していない。」とのみ記載したことについて、必ずしも、理由の付記として本件処分を違法又は不当とすべき不備があったとはいえない。

なお、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関においては、現在、110番通報事案情報に係る個人情報の開示請求について、保存期間経過により開示請求に係る個人情報が作成されたか否かを確認することができず不開示とする事案があった場合には、不開示の理由について、開示請求に係る110番通報の個人情報は保有していない旨の記載に加えて、仮に作成していたとしても、保存期間が経過しているため存在しない

旨も記載することとしているとのことであるので、引き続き、同様の対応をすることが望ましい。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年10月20日	諮問受理
令和4年11月16日	審査（令和4年度第8回審査会第一部会）
令和4年12月16日	審査（令和4年度第9回審査会第一部会）